

国家テロリズムと国際法——ロッカビー事件を手がかりとして——

State-Sponsored Terrorism and International Law: A Case Study of the Bombing of Pan Am Flight 103 Over Lockerbie

熊谷 卓*

目次

はじめに
第1章 ロッカビー事件の背景と容疑者の特定
1 事件発生とその背景
2 逮捕状の発付と正式起訴
3 リビアの反応
第2章 安保理決議と国際司法裁判所への紛争の付託
1 安保理決議
2 国際司法裁判所の判断
第3章 在オランダスコットランド法廷
1 序
2 実現過程
第4章 ロッカビー事件が提起した論点
1 ロッカビー事件とモントリオール条約
2 モントリオール条約の適用可能性
3 引渡しと訴追かの方式
4 国連の関与
おわりに

はじめに

1988年12月21日、スコットランド・ロッカビー上空で発生したパン・アメリカン航空機103便（以下、パンナム103便）爆破事件で殺人罪に問われていたリビア国籍を持つ2人の男に対する判決が、2001年1月31日、この裁判のためにオランダ中部ザイスト(Zeist)の旧アメリカ軍基地に特設されたイギリス・スコットランドの裁判所（以下本稿では「在オランダスコットランド法廷」と記述する）において下された。判決は、1名を有罪で終身刑に、ほかの1名を証拠不十分で無罪とするものであった¹。前年の5月3日に正式事実審理が開始されていたが²、事件の発生から今回の判決に至るまで実に10年以上の年月が経過していた。

本判決以前、パンナム103便の登録国であり、大半の乗客の国籍国でもあったアメリカおよび自国の領域内で航空機が爆発・墜落し、かつ、乗客の一部および地上において犠牲となっ

*KUMAGAI, Taku [情報文化学科]

た住民の国籍国であったイギリスの両国は、容疑者の国籍国であり、所在国でもあったリビアにその引渡しを要求した。これらの国の働きかけにより国連安全保障理事会（以下、安保理）は決議731（1992年1月21日）を採択し、英米の要請に応えるようリビアを促した。しかし、これを拒むリビアは逆に両国を国際司法裁判所（以下、ICJ）に提訴するという拳に出た（1992年3月3日）³。

安保理はさらに決議748（1992年3月31日）を採択した。その内容は、容疑者の引渡しに應ずるまでの間、リビアに対して非軍事的制裁措置（航空機の離発着の禁止、軍事物資の供給・売却の禁止、リビア外交使節団の削減など）を課すものであった。

パンナム103便の爆発・墜落⁴は国際的なテロ行為⁵に起因するものと思われる。国際テロリズムの防止と根絶は国際社会の緊要の課題である。国際的な要素を含んでいるだけ、一国による法的な規制によってこの種の行為を十分に制することには困難が伴う。

本稿ではロッカビー事件を素材として国際テロリズムの法的規制について考えてみたい。具体的な問題関心は次のようである。第1にテロ行為の実行に国家の関与が疑われるような場合、民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約（以下、モントリオール条約）⁶の適用性にどのような影響があるのか。第2に本件では「引渡ししか訴追か」(aut dedere aut judicare)の方式が実施されたのか否か。第3に本件では国際連合（とくに安保理）の関与がみられたが、このことはどのように評価されるべきか。

なお、ロッカビー事件が提起した争点の1つにICJと安保理の権限関係、具体的には、ICJが安保理の決定の合法性ないし有効性を審査しうるか否か、いわゆる司法審査の問題がある⁷。しかし、本稿は国際テロリズムの法的規制という点に絞ってこの事件を扱うものであり、このような問題は直接的な検討課題ではないことを述べておきたい。

第1章 ロッカビー事件の背景と容疑者の特定

1 事件発生とその背景

1988年12月21日、ヒースロー空港の航空管制時計が午後6時25分過ぎを示した時、パンナムのボーイング747型機は滑走路を離陸に向けて走行していた⁸。「海の乙女」(Maid of the Seas)と名づけられた同機の目的地はニューヨークであった。午後7時3分、パンナム機の機影が消えた。同機は爆発していた。破壊された航空機は地上に激突した⁹。ロッカビー地方のなだら

かに起伏している農地に残骸が散逸した¹⁰。259人の乗員・乗客ならびに落下した残骸によりロッカビーの住民11人が犠牲となった¹¹。乗員・乗客中、189名がアメリカ人、66名がイギリス人であったが、犠牲者の国籍は21に及んだ¹²。

事件直後22日の「タイムズ紙」の紙面にはほかの航空機との衝突、構造上の欠陥および爆発物による墜落という3つの原因が並んでいたという¹³。しかし、1990年8月6日、イギリスの航空機事故調査委員会（AAIB）は、パンナム103便の墜落の原因は爆発物（improvised explosive devise）にあるという調査結果を公表した¹⁴。

墜落原因の調査にあたった英米の合同捜査班の活動は広範囲かつ徹底的なものであった。ロッカビー周辺の徹底的な調査、50カ国における手がかりの収集、のべ1万4000人への質問、こうした活動の結果、指の爪よりまだ小さな回路板の破片、衣類のなかにくるまれた時限装置の部品および数行書き記された日記帳1冊が採取された¹⁵。後にみるように捜査当局は、これらの証拠を根拠にしてリビア人、アブデルバセット・アリ・モハメド・アル・メグラヒ（Abdelbaset Ali Mohamed Al Megrahi）およびアル・アミン・カリファ・フィマ（Al Amin Khalifa Fhima）の2人が本件に関与した疑いが強いとの見解を表明している¹⁶。前者（以下、メグラヒ）はリビア情報部の上級部員であり、リビアアラブ航空に籍を置き、トリポリの戦略研究センター長の肩書きを持つとされ、後者（以下、フィマ）は、同じくリビア情報部の部員であり、リビアアラブ航空のマルタ出張所長だった人物である¹⁷。

ちなみに、リビアによる国家テロ行為だったということを所与の条件のもとに同国の、本件を引き起こす動機となりえたであろういくつかの事件を列挙すると、アメリカは、1981年、リビア領海の範囲をめぐる紛争に起因して2機のリビア航空機を撃墜、1986年1月、ローマ、ウィーン両国際空港におけるテロ攻撃（1985年12月7日）の報復としてリビアとの通商を断絶し、同国のアメリカ国内資産を凍結、さらに、同年4月14日、アメリカ兵2名が死亡した西ベルリンのナイトクラブ爆破事件（4月5日）の報復として、トリポリ、ベンガジおよび砂漠にあった「テロリスト・キャンプ」に攻撃を加えている¹⁸。

このように、アメリカはテロ行為に関連するリビア国内の軍事施設（指揮・指令システム、情報探知用の通信施設、兵站・訓練用の施設）に対し直接の武力攻撃を行うなど、軍事的な対抗措置を強行した¹⁹。アメリカは、これらの事件のいずれもアブ・ニダル（Abu Nidal）²⁰一派のテロ組織の手で実行されたとはいえ、実質的にはリビア政府による国家テロ行為であると断定したからである²¹。

2 逮捕状の発付と正式起訴

1991年11月14日、スコットランドの法務総裁はほぼ3年間に渡る捜査の結果、先に述べた2人のリビア人の本件への関与が濃厚であるという声明を発表した²²。法務総裁によれば前日の13日、ダムフリース（Dumfries）の検察官は執行官裁判所判事（Sheriff）より殺人共謀、殺人および1982年の航空安全法（Aviation Security Act 1982）違反の容疑で両名の逮捕状を取得したという²³。

同様にアメリカにおいても両名の逮捕状が発付された²⁴。200名近くのアメリカ人の殺害、爆発物による航空機破壊そのほかの関連犯罪のかどで両名を告発する起訴状が、コロンビア特別区連邦地裁の大陪審に提起された²⁵。

なお、リビアと英米の間には正式な外交関係がなかったし、また有効な犯罪人引渡条約もなかったため、容疑者の引渡しを求める非公式の要求がトリポリのベルギー大使館を通じてリビア側に伝達されたという²⁶。

2週間後の1991年11月27日、英米両国は共同宣言を発し、そこでは、リビアが迅速かつ完全な形で、「犯罪について告発されているすべての者を引き渡すこと、リビア政府官吏の当該行為に関する完全な責任を受け入れること、責任ある者の名前を含めこの犯罪に関し了知していることすべてを公開すること、すべての証人、文書、残存している時限装置を含めそのほかの物的証拠への完全なアクセスを許容すること、および適当な損害賠償を支払うこと」²⁷が求められていた。

さらに、同日、英米およびUTA航空機爆破事件²⁸で同じくリビアに一定の要求を行っているフランスを加えた3国は共同宣言を発した²⁹。本宣言は、リビアが、両事件の容疑者の引渡しや証拠の開示などロッカビー事件とUTA機事件に関し進行中の司法手続のためにこれら3国が発した要求に応えることとともに、テロリスト集団に対する援助を停止し、あらゆる形態のテロ行為を抑止するために断固たる行動をとること、および具体的な方法でテロ行為の放棄を迅速に証明することを求めている³⁰。

3 リビアの反応

リビアに対して被疑事実や容疑者の引渡しなどの要求が送達されるやいなや、同国の駐ニューヨーク国連代表部はロッカビー事件につき同国は一切知らない旨のプレス・リリースを発表した³¹。

その後、先にみた英米の共同宣言および英米仏の共同宣言が発せられた後、リビア政府は、英米の要求に対して権限ある当局が国際法の諸原則（リビアの主権的権利、容疑者および犠牲者の双方のために正義を実現する必要性）を遵守しながら調査するとの旨のコミュニケを発した³²。この間、リビアの予審判事は証拠の調査のために英米両国に自ら赴くことを提案するなど、英米の司法当局に援助を求めるという方策を講じている³³。

しかし、リビアによるこのような提案は拒絶された。そこで同国外務大臣イブラヒム・M・ビシャリ(Ibrahim M. Bishari)氏は同国の駐ニューヨーク国連代表部を通じて国連事務総長に宛て1通の書簡を提出した³⁴。この書簡でリビア外務大臣はリビアによるロッカビー事件の関与をあらためて否定した上で、1973年のシナイ半島上空におけるリビアの民間航空機の撃墜および1986年のアメリカ軍による攻撃からみてもリビアこそテロ行為の犠牲者なのであるとし、リビアはテロ行為を非難すると主張している³⁵。同外務大臣は、パンナム103便とUTA機の爆発・墜落事件に関して調査と情報収集の任を負う2名の判事が任命され、既にその職務を遂行中であり、また、容疑者について英米仏の司法当局との接触を含め、リビア刑事訴訟法に従い可能な手続が実施されているが、これらの国からの協力は得られていないと述べる³⁶。さらに、国際法上リビア司法当局が管轄権を有していることは明確であるが、両事件の国際的様相や文脈および関心を寄せる諸国が多いことなどに照らし、いずれの国が管轄権を有するのか、その解決を求めて中立的な国際審査またはICJへ付託することに同意すると主張³⁷、にもかかわらず、英米仏の3国は、このような提案に応ずるところか、国連憲章または国際法上そもそも管轄権を有さない安保理に紛争を付託することによってそれを政治問題化しようと企てていると非難する³⁸。

外務大臣は、このように書き連ねた上で、事務総長に対し①関係当事者間の政治的紛争を解決するために英米仏3国と直接にまたは国連を通じ間接に対話を行うこと、②法的紛争に関してはICJそのほかの国際的司法機関へ付託すること、③既に調査にとりかかっているリビア予審判事に対して3国が捜査記録の複写物を提供すること、という3つの周旋案を乞うている³⁹。

この後、リビアは自己の主張の展開の場をICJに求め、他方で、イギリス（そしてアメリカとフランス）は、それを安保理に求めていく。

第2章 安保理決議と国際司法裁判所への紛争の付託

1 安保理決議

1992年に入り、英米仏3カ国は自己の要求にリビアを従わせるための安保理決議の採択を目指して諸国の支持を求め始めた⁴⁰。そしてその成果の一部が憲章第6章に基づく安保理決議731であった⁴¹。

全会一致で採択された本決議において、安保理は無辜の人命を奪い、国際関係に悪影響を与え、諸国の安全を危険にさらす個人または国家による国際テロリズムに対する懸念を表明した上で（前文第1項）、これまでの捜査の結果、リビア政府官吏のロッカビー事件への関与が疑われていることに重大な関心を示す（同第6項）⁴²。続いて本文で、安保理は、国際テロリズムを根絶するため次のように決議するとして、リビアがロッカビー事件（そしてUTA機爆破事件）の責任を明確にするために3国が発した諸要求に効果的に応えていないことを強く遺憾に思うとし（本文第2項）、国際テロリズムの根絶という目的に資するよう、これらの要求に十分かつ効果的に対応をするよう要請している（同第3項）。あわせて、リビアがこれを実現できるよう事務総長と加盟国に協力を要請している（同第4、5項）⁴³。

その後、ロッカビー事件がリビアの提訴によりICJに係属している最中の1992年3月31日、安保理は国連憲章第7章に基づく決議748を採択した⁴⁴。同決議は、リビアがテロリズムの放棄を具体的な行動で示していないこと、とりわけ決議731の諸要求に対して十分かつ効果的に応じていないことが「国際の平和と安全に対する脅威を構成する」（前文第7項）と認定し、憲章第7章に基づく行動として、リビアが決議731により求められている諸要求を遵守せず、かつ、テロリズムの放棄を具体的な行動で迅速に証明しないかぎり一定の強制措置をとる旨規定する⁴⁵。

以下に同決議によりリビアが課された制裁措置のいくつかをみると①航空機のリビア離発着の禁止（本文第4項(a)）、②航空機部品および関連役務の禁輸（同第4項(b)）、③武器の禁輸および軍事的援助の禁止（同第5項(a)）、④リビア外交・領事スタッフの削減（同第6項(a)）、⑤リビアアラブ航空（LAA）の営業所閉鎖（同第6項(b)）といった具合である。なお、これらの制裁措置は1992年4月15日より実施に移された（同第3項）⁴⁶。

このように、決議748は憲章第7章に従い採択された。その決定は加盟国すべてを拘束する（国連憲章第25条参照）。決議731においてなされた要求の不遵守とともに、「具体的な行動」を通じてテロ行為の放棄を示していないことが、憲章第39条に従い国際の平和と安全に対す

る脅威を構成するとの決定につながったといえる⁴⁷。

さらに、安保理は1993年同じく憲章第7章に基づく強制措置として決議883⁴⁸を採択し、リビア制裁を強化した⁴⁹。この決議はリビアが依然として従前の諸決議に規定される要求および決定に対して十分かつ実効的に応えていないことが、国際の平和と安全に対する脅威となっていると認定する（前文第6項）。

2 国際司法裁判所の判断

1992年3月3日、リビアはモンテリオール条約第14条にもとづきイギリスによる同条約違反を訴える請求訴状をICJに提出した⁵⁰。それによれば、イギリスが自国民2名の引渡しを強要することは、モンテリオール条約で認められた容疑者の所在地国による裁判権の行使を侵害するものであるという⁵¹。あわせて、リビアは同日、自国の権利の保全のための仮保全措置を申請した⁵²。

これに対してICJは、1992年4月14日、リビアによる仮保全措置申請を斥ける命令を下した。

ICJは、安保理決議748が採択されたこと、リビアとイギリスはともに国連加盟国として憲章第25条によって安保理決議を受諾しかつ履行しなければならず、この義務は一応決議748に含まれた決定に対しても及ぶとし、さらに憲章第103条によりこの点に関する両当事国の義務はモンテリオール条約を含むほかの国際協定の義務に優先すると判示したからである⁵³。

リビアによる仮保全措置申請が斥けられた後、1995年6月、イギリスはロッカビー事件の管轄権と請求の受理可能性を否定する先決的抗弁をICJに提出した。これについては1998年2月27日、同国の先決的抗弁を却下する旨の判決が下されている⁵⁴。

なお、ロッカビー事件は現在もICJに係属中である⁵⁵。

第3章 在オランダスコットランド法廷

1 序

リビアは容疑者を引き渡すことを拒絶していた⁵⁶。しかし、時の経過とともにこのような姿勢に変化が生じた。

リビアは、容疑者の英米への引渡しに代わりうるものとして、両名を犯罪地の1つであるマルタに引き渡すという提案を行った⁵⁷。しかし、英米両国は同国のリビアへの地理的近接性

から、その裁判所が不適切な影響をこうむるおそれがあるとし、この提案を拒絶している⁵⁸。その代替案としてリビアはオランダのような中立国において特設されるスコットランドの裁判所で審理を行うという提案を行った⁵⁹。そのほか、チュニジアがリビアと協議の上、安保理決議731などの共同提案者がフランスであることを根拠に、同国で裁判をすることを、また、エジプトが同様にリビアと協議の上、スコットランド法を適用するスコットランドの裁判所が英米以外の第3国またはハーグのICJ本部に特設されることを提案している⁶⁰。当初、英米両国はこれらの提案をプロパガンダ的戦略に過ぎないとみなし一蹴している⁶¹。

2 実現過程

リビアに対する制裁は1997年4月15日を越えた時点ですでに5年が経過していた。この間、1995年4月19日、リビアはメッカへの巡礼団を乗せた航空機をサウジアラビアに飛ばし、飛行禁止措置に違反した⁶²。また、チャド、ニジェール、ガンビアは、自国指導者や高官を空路リビアに派遣し、制裁措置に違反した⁶³。これらは制裁の実効性に疑問を投げかける出来事であった。さらに、ロッカビー事件の10周年（1998年12月21日）が迫っていた。

他方で、イギリス政府の招きもあり事務総長が指名した前ジンバブエ最高裁長官デムブエトウシェナ（Dumbutshena）氏とライデン大学教授シェルマース（Schermers）氏がスコットランドの司法制度を調査するため同地へ派遣された⁶⁴。

両氏の提出した報告書は、同制度の下で2名のリビア人が公正な裁判を受けうるであろうことおよび全司法過程において国際基準に合致した形でその権利が保護されるであろうことを結論づけている⁶⁵。

さらに、この間アフリカ統一機構（OAU）、アラブ同盟、非同盟運動およびイスラム諸国会議機構（OIC）がオランダでスコットランドの裁判所を特設するという提案に支持を表明した⁶⁶。

① 1998年8月24日付事務総長宛国連英米政府代表部書簡

こうしたなか、1998年8月24日、英米の国連代理大使が1通の書簡を国連事務総長に提出した⁶⁷。本書簡で英米両国は、ロッカビー事件からほぼ10年がたとうとしていること、安保理決議が採択されてから複数年がたっていること、英米の裁判所の公正さについては保障がなされていること、上述した法律専門家の報告書の内容およびスコットランドの裁判所に「国

際監視団」(international observers)を受け入れてもよいとするイギリスの提案にもかかわらず、いまだリビアが2人の身柄を引き渡すに至っていないことについて深い遺憾の意を表明する(同書簡第1、2項)。しかし、このような状況が改善されることを願い、「例外的な措置」としてオランダに設置されるスコットランドの裁判所(そこではスコットランド法が適用される)において裁きを受けられるよう調整を行う用意があると述べている(第3項)。さらに、この提案の実現に際して最も重要な点であるオランダとの合意については、既に同国が英米の提案に同意したと記されている(同前)⁶⁸。

このように、英米両国は従前の要求、すなわち、英米いずれかの国で裁判を行うという方針を放棄し、第3国(この場合オランダ)でそれを実施するという提案を「例外的な措置」と位置付けつつも受け入れる姿勢を固めたのである。ロッカビー事件の一方当事者の方針変更によりこのような裁判の実現可能性は加速的に高まった⁶⁹。

② 安保理決議1192

リビア制裁について規定する従前の諸決議(決議741、883)と上記書簡での提案の調整を念頭に入れていたのであろうが、安保理の行動は迅速であった⁷⁰。憲章第7章に基づく行動として、新たに決議1192を採択したからである⁷¹。

本決議において安保理はリビアが従前の諸決議(決議731、748、883)に従うよう繰り返した上で(本文第1項)、上記書簡において披瀝された在オランダスコットランド法廷案を歓迎するとしている(同第2項)。また、このような提案が実現されるために既にある英蘭両政府間の合意案にそった形で両国間の協定が締結されることを要請している(同第3項)。他方で、すべての加盟国がこの裁判という目的のために協力しなければならないとし、とりわけ、リビアには、この目的のために容疑者の身柄の引渡しを確保することをはじめとして要請がある場合には証拠や証人を迅速に提供するよう義務づけている(同第4項)。身柄の引渡し上の物理的調整措置に関しては、事務総長がオランダ政府と協議をした上、リビアに援助を与えると決められている(同第5項)。裁判をみまもる国際監視団の指名は同じく事務総長に委ねられる(同第6項)。最後に、容疑者のスコットランド法廷への出廷ならびにUTA機爆破事件に関してフランスの司法当局を満足させることによって、リビアに対する制裁措置が停止されることが確認されている(同第8項)。

③ 在オランダスコットランド法廷に関する英蘭協定

続いて、在オランダスコットランド法廷に関する英蘭協定⁷²を検討する。本協定は、オランダでスコットランドの裁判所を開廷するという提案を実現するにあたって不可欠のものであった⁷³。

まず、本協定は29条から構成される。協定は、オランダにおけるスコットランド法廷の設置ならびに同法廷の審理から生ずる事項および同法廷の適切な運営の規律をその目的および適用範囲としている（第2条）。「スコットランド法廷」（Scottish Court）として本件に関する審理が開廷されるのは刑事上級裁判所（High Court of Justiciary）と執行官裁判所（Sheriff Court）である（第1条(1)）。前者についてそれを実際に構成するのは3人の職業裁判官であり、そのため陪審団は審理に加わらない⁷⁴。これらの裁判所の管轄権はロッカビー事件の実行犯とされる2人のリビア人、メグラヒとフィマに対する司法手続に限定される（第3条2項）。

また、スコットランド法廷の特権・免除についていえば、一般的にスコットランド法廷の施設は不可侵とされる（第5条1項）。不可侵の程度は、外交使節団の公館が持つそれと同様な程度である。また、オランダ当局は、スコットランド法廷に対する外部からの侵害に対してそれを保護する完全な責任を負い、このため、その施設の安寧と秩序を確保するために相当の注意を払わなければならない（第7条）。スコットランド法廷の文書は不可侵とされる（第9条）。スコットランド法廷はその公の任務の遂行に関してオランダの課税権から免除される（第10条）。

裁判官、書記官などの裁判所の吏員、スコットランド法務総裁、検察官および弁護士はウィーン外交関係条約にもとづき外交官に対して付与されるものと同様な特権、免除および便宜を与えられる（第14条）。

以上のように、在オランダスコットランド法廷がその機能を十全に行使することが可能なように多様な規定が置かれている。

ところで、リビアは、オランダに容疑者が引き渡された後、有罪となり刑の執行を受けさせるためにスコットランドに引き渡される場合を除き、いずれかの国に引き渡されることについては非常な懸念を示していたが⁷⁵、そのような懸念に配慮を加える規定がある。すなわち、裁判所の施設への引渡し後、イギリスの領域に引き渡すことは原則としてできないが、本人の書面による同意を条件として、スコットランドでの陪審裁判を受けさせるために引き渡しようとしてされている（第16条2項(a)）。この条項に関しては、容疑者それ自身に裁判所およ

び裁判方法の選択権を与えているともみなしうる⁷⁶。

スコットランド法廷の設置・運営に関してオランダが投じた金銭的経費を負担するのはイギリスである（第24条）⁷⁷。

なお、本協定の有効期間はその発効から1年間である（第29条2項）。しかし、協定署名の時点で正確にはいつ始まるとも同様に終わるとも知れない裁判手続（引渡しを含め）を考慮してのことであろうが、双方の合意を条件として、協定の有効期間は延長されうる（同前）。本協定の最終規定は、このように柔軟性に富む。

以上みてきたように、在オランダスコットランド法廷はあたかもスコットランドの裁判所がそっくりそのまま（ただし、陪審裁判は行われぬ）オランダに移ってきたとよいものである⁷⁸。

以上のような検討を踏まえ、下記においては実際の引渡し過程および判決を概観する。

④ 引渡しと判決

上述したような協定が締結されることにより、在オランダスコットランド法廷実現に至るいわばハード面での準備はほぼ整った。しかし、ことはそれほどスムーズに運ばなかった。なぜなら、リビアの指導者カダフィ大佐を最終的に説得する必要があったからである⁷⁹。このような役割を担った者としてアナン事務総長の功績は小さくない。1998年12月、事務総長は、大佐に面会するためにリビアを訪問した⁸⁰。事務総長は、シルト郊外にある大佐のテントで容疑者の引渡しが行われなければならないと数時間に渡る直談判を行い、大佐を説得するに至ったという⁸¹。また、サウジアラビアおよび南アフリカの両国は大佐をしてその約束を実行させることに大いに貢献したという⁸²。

1999年3月19日、リビア外相ミュンタセル（Muntasser）氏は、容疑者が1999年4月6日までには引き渡されるだろうと事務総長に通告した⁸³。しかし、実際には6日ではなく5日、国連が借り上げたイタリアの航空機によってオランダの空軍基地へ移送された⁸⁴。到着後、オランダ当局がスコットランド当局へその身柄を引き渡すまで2人を拘束した⁸⁵。さらに、オランダ軍のヘリコプターによって、2人のリビア人は旧米軍基地キャンプザイストに移送された⁸⁶。これでキャンプザイストのスコットランド法廷は欠くべからざる出演者を迎えることになった。

こうして、2000年5月3日、ロッカビー事件への関与を疑われたリビア人2名に対する正式な

審理が開始された。翌2001年1月31日、スコットランド刑事上級裁判所の3人の裁判官は全員一致で、1名（メグラヒ）を有罪で終身刑に、1名（フィマ）を証拠不十分で無罪とする判決を下した⁸⁷。

第4章 ロッカビー事件が提起した論点

以上、ロッカビー事件の発生からスコットランド法廷における審理・判決にいたる一連の過程をみてきた。本章においては、本件が提起した論点について検討を行う。本項冒頭において述べたように、ここでの検討課題は、第1にテロ行為の実行に国家の関与が疑われるような場合、モンリオール条約の適用性にどのような影響があるのか。第2に本件では「引渡しか訴追か」(aut dedere aut judicare)の方式が実施されたのか否か。第3に本件では国際連合(とくに安保理)の関与がみられたが、このことはどのように評価されるべきか、ということである。

1 ロッカビー事件とモンリオール条約

パンナム103便は、爆発物を仕掛けられ、爆破され、墜落した。この意味においてロッカビー事件はテロ行為を原因とする。しかも、ロッカビー事件はリビアによる国家テロ行為であったとされる(少なくとも英米仏はそうだと断定、それを受け安保理も決議を採択)。したがって、このような行為がモンリオール条約による規制の対象となりうるかどうか検討することが必要であろう。ここでは、ロッカビー事件で生じた行為に対する同条約の適用可能性について検討する⁸⁸。

① 航空機の不法妨害行為と刑事管轄権

モンリオール条約は、「業務中の航空機を破壊し、または業務中の航空機に対しその飛行を不能にする損害もしくは飛行中のその安全を損なうおそれがある損害を与える行為」(第1条1項(b)) および「手段のいかんを問わず、業務中の航空機に、当該業務中の航空機を破壊するような装置もしくは物質もしくは当該業務中の航空機に対しその飛行を不能にする損害もしくは飛行中のその安全を損なうおそれがある損害を与えるような装置もしくは物質を置き、またはそのような装置もしくは物質が置かれるようにする行為」(同前(c))を犯罪とする。こ

のほか、飛行中の航空機内の人に対する暴力行為（ただし、航空機の安全を損なうおそれがあるものにかぎる）（同前(a)）、航空施設の破壊や運用の妨害（ただし、航空機の安全を損なうおそれがあるものにかぎる）（同前(d)）、虚偽情報の通報（それにより飛行中の航空機の安全を損なう場合にかぎる）（同前(e)）なども犯罪として規制の対象とされている⁸⁹⁾。これらの行為の未遂および加担行為も同様に犯罪である。

犯罪行為の主体については「いかなる者」(any person) とのみ規定されている。行為主体から政府に雇用されている者や国家機関が除外されているとはいえない。そうした意味で、この条約は国家テロ事犯もその規制対象にしているといつてよいであろう⁹⁰⁾。

この種の行為に対する締約国の刑事管轄権の分配はどのようになっているか。このことに関しモントリオール条約は、①犯罪行為が締約国の領域内において行われた場合（犯罪地国）、②犯罪行為が当該締約国において登録された航空機に対してまたはその機内で行われた場合（航空機登録国）、③機内で犯罪行為の行われた航空機が容疑者を乗せたまま当該締約国の領域内に着陸する場合（航空機着陸国）、④犯罪行為が当該締約国内に営業所または住所を有する賃借人に賃貸された航空機（ただし乗組員は賃貸されていないこと）に対しまたはその機内で行われた場合（航空機賃借国）、⑤当該締約国に容疑者が所在する場合（容疑者所在国）、の5つのケースにおいて「自国の裁判権を設定するために必要な措置をとる」(管轄権の設定の義務)と規定する（第5条第1、2項）⁹¹⁾。さらに、許容的な規定ぶりではあるが、国内法上の独自の管轄権の行使も許容される（同3項）。

ロッキビー事件では、航空機の登録国は、アメリカであり、爆破行為が発生したのはイギリス領空内であり、2人の容疑者が所在する国はリビア（同時にその国籍国でもあるが）であった。そのため、以下の検討においては、上記の諸ケースのうち、①、②、⑤についてみる。

第1に犯罪地国である。その領域内（領域は領空も含む）において航空機に対する不法妨害行為が発生した締約国は実行者に対して管轄権を行使できるよう必要な措置をとらなければならない（第5条1項(a)）。これは国家管轄権の適用基準として、国際慣習法上広く承認されてきた属地主義に該当する。自己の領空内で犯罪行為が発生したことを考慮すると、イギリスはモントリオール条約上管轄権を有する。

第2に航空機登録国である。自国に登録された航空機内においてまたはそれに対する不法妨害行為が発生した締約国は実行者に対して管轄権を行使できるよう必要な措置をとらなければならない（第5条1項(b)）。この場合、管轄権行使の根拠は当該航空機の国籍（登録）にある。

本件については、破壊された航空機の登録国であるアメリカは、アメリカ法適用の下実行者を自己の裁判所において審理する権限を有する⁹²。実際にも、コロンビア特別区連邦地裁の大陪審は、パンナム103便破壊の容疑で既述の2人のリビア人を起訴したのである。

第3に容疑者所在国である。モンリオール条約第5条2項によれば、その領域内において容疑者が所在する締約国は、仮にその所在という点を除き、当該不法妨害行為との一切の関連性を持たない場合においてさえ、容疑者に対して自己の管轄権を行使できるよう必要な措置をとらなければならない⁹³。

領域内に容疑者が事実上所在していることおよびその締約国が犯罪地国、航空機登録国などに宛てて引渡しを行わないことが、本項に規定される管轄権行使の条件となる。本項は後述の第7条による容疑者所在国の訴追の前提条件をなすもので、第7条とあいまって、モンリオール条約の実効性を担保する重要な条項である⁹⁴。管轄権の適用基準としては普遍主義に該当する。

本件については、実行犯とされる者が所在していたのはリビアである。ただし、同国は同時に彼らの国籍国でもあった。本項の文言からみるかぎり、容疑者の国籍いかんによってその所在国による管轄権の行使が制限されるようには思われない。そのような場合であっても、容疑者所在国による管轄権の行使に該当するといえよう⁹⁵。

こうしてみると本件に関してモンリオール条約第5条2項に照らしてリビアがその管轄権を設定することは認められるものと思われる⁹⁶。

② 自国民不引渡しの原則

ところで、リビアはICJへの請求訴状において、イギリスとの間に有効な犯罪人引渡条約が存在しないこと、他方で本件で適用されるべきモンリオール条約第8条2項によれば、引渡しは被請求国の国内法にも従うことになっており、リビア法（リビア刑事手続法第493条(A)）はリビア国民の引渡しを禁じているため、本項も引渡しを行う根拠規定とはならず、同国としては、容疑者所在国としてその管轄権を設定し、審理を行う権利を有する（モンリオール条約第5条2、3項および第7条を引く）と申立てていた⁹⁷。

ここでは、第1に関係国間における条約の不存在の効果、第2に自国民不引渡しについて検討することにより、このようなりビアの主張について考えてみたい。

一般国際法上、国家には犯罪人引渡しの義務は課されておらず、引渡しは、条約に基づき、

あるいは請求国との相互主義が保たれることを条件とした国内法に従って行われる⁹⁸。本件においてICJの小田裁判官はその宣言（仮保全措置の申請段階）で「条約がないかぎり、いかなる国も自国民を引き渡すよう強制されない……」⁹⁹と述べているが、これも同様の趣旨と考えることができる。

したがって、条約もなく、また引渡しを許容するような国内法も存在しない場合には引渡しを求められた国はその要求を拒絶することができる。そうした意味で、条約の不存在が引渡しの拒絶を法的に正当化する根拠にはなりうるといえる。

次いで、自国民不引渡しの慣行について検討する。そもそも、自国民不引渡しの起源は、たいへん古い時代にまで遡り、ギリシャの都市国家は、自国民を引き渡さず、その後イタリアの諸都市はこの慣行に従ったといわれている¹⁰⁰。

時代は下り、近代における自国民不引渡しの実務の出発点はオランダとフランスの間の犯罪人引渡し関係を支配した政策（それは、両国が1736年の国内法で採用した）にみられるという¹⁰¹。その背後には、カトリック教徒とプロテスタント教徒との間に宗教的対立が存在したため、一方の教徒は他方の教徒の国の裁判所で公平な裁判を受けえないとの事情があったという¹⁰²。

自国民の不引渡しを明文で最初に規定した条約は1834年のフランス＝ベルギー条約であった¹⁰³。フランスが1844年以降に締結した犯罪人引渡条約は一貫して自国民の引渡しを除外している¹⁰⁴。しかし、19世紀末葉以降、フランスは、英米法系の国との間の引渡条約において、自国民の引渡しを拒む「権利」を締約国に認めるに至った¹⁰⁵。つまり、裁量的に引渡しを認める余地を条約に明記したのである。そのような条約として、たとえば、1908年10月17日の仏英犯罪人引渡付加条約第2条や1970年2月12日の仏米犯罪人引渡付加条約第3条などがある。後者は「被請求国は自国民の引渡しを承認する義務を負わない。しかし、被請求国の行政当局は、当該国の法令が許容するかぎり、その裁量に従いそれが適切であるとみなす範囲においてその国民を引き渡す権限を持つ」と規定する¹⁰⁶。このような弾力的態度は、フランスのみならず、大陸法系の諸国に広く認められる最近の傾向であって、その根底には英米法系の国の制度と大陸法系の制度との差異を縮めようとする理念がみられるという¹⁰⁷。

反対に、英米法系の国においては、一般に自国民でも外国に引き渡す立場をとってきた¹⁰⁸。それは、英米法系の国では、内国刑法の適用について厳格な属地主義を採用しており、とくに限定された場合にかぎり、自国民を罰しているに過ぎないので、自国民の国外犯を処罰す

るためには自国民を外国（ほとんどの場合犯罪地国）に引き渡す以外に方法がないからであるという¹⁰⁹。したがって、引渡しの対象となる逃亡犯罪人について、自国民と自国民以外の者との間に特別の差異を設けることは伝統的に認められていなかった¹¹⁰。

こうして、イギリスは、他国との間の犯罪人引渡しについて自国民を排除する方針をとっていない¹¹¹。しかし、同国が締結している犯罪人引渡条約のなかには自国民の引渡しを制限または禁止しているものも多くみられる¹¹²。たとえば、同国とヨーロッパの多くの国との引渡しに適用される1957年のヨーロッパ犯罪人引渡条約は締約国が「自国民の引渡しを拒絶する権利を持つ」とする（第6条1項(a)）¹¹³。

こうしてみると（ごく少ない例に依拠したに過ぎないとはいえ）、犯罪人の引渡しにおいて、自国民をその対象から排除するという慣行が法体系の違いをこえて広くみられるということがわかる¹¹⁴。しかし、フランスのような大陸法系に属する国も絶対的にこのような慣行に固執しているわけではないこと、また、自国民引渡しを認める英米法系諸国の有力な国家慣行にも例外があることが看取される。本件においてベジャウイー裁判官は、その反対意見（仮保全措置の申請段階）で「周知のように、国際法上、自国民の引渡しを禁止する規則は存在しないが、反対に自国民の引渡しを強制する規則も存在していない」¹¹⁵と述べているが、このような言説は自国民不引渡しをめぐる国家間慣行に不一致があることを端的に表しているものといえる。

ところで、モンリオール条約第8条2項は「条約の存在を犯罪人引渡しの条件とする締約国は、自国との間に犯罪人引渡条約を締結していない他の締約国から犯罪人引渡しの請求を受けた場合には随意にこの条約を犯罪行為に関する犯罪人引渡しのための法的基礎とみなすことができる。」「その犯罪人引渡しは、その請求を受けた国の法令に定めるその他の条件に従うものとする」と規定する。

本項前段は、被請求国が引渡しに際し、請求国との間に条約が存在しない場合であっても、モンリオール条約をその法的な基礎とすることによって引渡しを可能とさせる規定である。モンリオール条約それ自体が犯罪人引渡条約になるわけではないものの、実質的にその役割を担うことが可能となる。これにより、条約がないため引渡しに消極的な被請求国をして引渡しに踏み切らせるための動因となりうる。しかし、そもそも、そのような判断をするかどうかの判断は被請求国の広い裁量に任されている。しかも、引渡しは国内法規定にも従う（本項後段）。被請求国の国内法規定が自国民の不引渡しを規定する場合、その規定に拘束さ

れることになる¹¹⁶。

イギリスとの間に有効な犯罪人引渡し条約が存在しないなか、リビアは本項を法的な根拠にして容疑者の引渡しを実施することは可能であった。しかし、このようなことは実際には発生しなかった。というのは、リビアは容疑者が自国民であり、自国法が自国民の引渡しを許容していないため、結局はモンリオール条約を犯罪人引渡しの法的な根拠とはみなさないという選択をしたからである¹¹⁷。

こうしてみると、リビアによる、関係国間での条約の不存在と被請求者の自国民性を理由とする主張に対して異議を唱えることは困難であるように思われる。

2 モントリオール条約の適用可能性

これまでの検討から明らかになったように一般国際法上またはモンリオール条約上、リビアは容疑者の所在する国として、その者たちを引き渡さずに自国で裁くという選択をすることは許容されていたように思われる。また、問題となっている事例が、国家テロであるような場合であっても、モンリオール条約はその規制対象としているといえる。同条約が犯罪として規制対象とする行為であるかぎり、その実行主体による区別はなされていないことが理解される。そうした意味で、本件はモンリオール条約の適用されうる事例でもあったということ是可以する。

3 引渡しか訴追かの方式

① 引渡しか訴追か方式を採用する条約

テロ行為の抑止を実現する方法として国際社会は、この種の行為が増大する1960年代以降具体的なテロ行為の種類をとらえて、それを1つずつ国際法(条約)の規制対象とするという方法をとってきた。すなわち、諸国は、国連、国際民間航空機関、国際海事機関または特別の外交会議に集い、多面的な条約を採択し、また、欧州共同体や米州機構のような地域的国際機関の関与の下で、地域的な条約を締結してきた。多面的な条約にかぎっても、①航空機内で行われた犯罪その他のある種の行為に関する条約¹¹⁸、②航空機の不法な奪取の防止に関する条約¹¹⁹、③民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約(モンリオール条約)¹²⁰、④国際的に保護される者(外交官を含む)に対する犯罪の防止および処罰に関する条約¹²¹、⑤人質をとる行為に関する国際条約¹²²、⑥核物質の防護に関する条約¹²³、⑦海上航行

の安全に対する不法な行為の防止に関する条約¹²⁴、⑧大陸棚上に設置される固定式プラットフォームの安全に対する不法な行為の防止に関する議定書¹²⁵、⑨国際民間航空に供される空港における不法な暴力行為の防止に関する議定書¹²⁶、⑩探知目的のためのプラスチック爆弾のマーキングに関する条約¹²⁷、⑪テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約¹²⁸、⑫テロリズムに対する資金供与の防止に関する条約¹²⁹が存在する。

これらの諸条約は、ごく少数の例外を除き、一様に1つのレジーム、すなわち、「引渡しか訴追か」(aut dedere aut judicare) という方式を採用する。つまり、「容疑者が領域内で発見された締約国は、その容疑者を引き渡さない場合には、当該犯罪行為が自国の領域内で行われたものであるかどうかを問わず、いかなる例外もなしに、訴追のため自国の権限ある当局に事件を付託する義務を負う。その当局は、自国の法令に規定する通常の重大な犯罪と同様の方法で決定を行う」(モンリオール条約第7条) という具合である。容疑者所在国の裁判権の設定義務(同条約第5条2項)と密接に関連するこのような方式は、締約国に広くその刑事裁判権を行使させるかまたは関係国への引渡しを義務づけることにより、テロ行為(航空機の不法妨害)を効果的に抑止しようとするものである¹³⁰。

② 引渡しの相手国の範囲

ところで、引渡しか訴追かの方式に則れば、そして、それが本件についてモンリオール条約上のそれであると措定するかぎり、引渡しを求められている者の引渡し先としては、同条約の締約国であって、かつ、①犯罪地国、②航空機登録国、③航空機着陸国、④航空機賃借国が明示に列挙されている(モンリオール条約第5条2項)。イギリスとアメリカがこのリストに含まれることは明白である。他方、オランダ(同国も締約国)はいずれにも該当しない。本件ではこのリストには載っていない国、そうした意味でいわば第3国たるオランダへの引渡しという選択がなされた。

モンリオール条約上容疑者の引渡しの相手国に限定があるのか否かということを検討すれば、本件で発生したオランダへの引渡しが条約外のものであったか否かが明らかになり、ひいては本稿における問題関心の1つである本件では引渡しか訴追かという方式が実行されたのか否かという疑問に答えることになろう¹³¹。

モンリオール条約上、容疑者所在国が自国の刑事管轄権設定のために必要な措置をとる義務が発生するのは①犯罪地国、②航空機登録国、③航空機着陸国、④航空機賃借国に対し

て容疑者を引き渡さないことに決したときである（第5条2項）¹³²。そして、本項を前提に容疑者所在国は第7条に従って訴追に向けた手続に着手するか、引渡しをするか、いずれかの措置をとらなければならない。容疑者所在国が第7条の適用上負う義務を解除されるのは上記の明記された関係国に対する引渡しを実行した場合に限定される¹³³。

したがって、引渡しか訴追かという方式を実施する場合の引渡しの相手国には関係条約の条文上明示に列挙されている締約国以外は含まれない。そうであるとすれば、オランダに対する引渡しという選択肢はモンリオール条約上の引渡しか訴追か方式の枠組内でとらえることができないものといえる。オランダへの引渡し、それはモンリオール条約の枠組外の出来事であったということができる。

一方で、リビアはモンリオール条約上の義務を果たそうという巧妙なジェスチャーを行い、他方で、英米は、最初からリビアの真摯さを疑い、同条約によらない容疑者の「引渡し」(surrender)を要求していた¹³⁴。このような状況下、安保理が憲章第7章下の措置として諸決議を採択し、そのなかで容疑者の引渡し（ほかにもあるが）を命じたのであった。

4 国連の関与

既述のように、安保理は憲章第7章に基づく決定を行い、そのなかで、リビアに対し引渡しを命じた。

安保理は平和に対する脅威、平和の破壊などの存在を決定し、ならびに、これらの存在を除去し、国際の平和と安全の回復のためにいかなる措置をとるか決定することができるが（憲章第39,41,42条）¹³⁵、本件での引渡しはこのような強制措置の一環であった。

ところで、冷戦後の安保理実行をみると、たとえば、内戦と深刻な飢餓から生じた事態の悪化や紛争から生じた大規模な人命の喪失などについて、当該事態の継続を「国際の平和と安全に対する脅威」と認定したり（ソマリアに関する1992年の決議794）¹³⁶、民族浄化を含む国際人道法の大規模な違反に関する旧ユーゴスラビアの事態についての決議（1993年の決議808）¹³⁷など、認定対象が人道上の考慮、人権侵害に関連する事態についても及んでいるように、それまでと比較して広く平和に対する脅威の認定が行われていることがわかる¹³⁸。

ロッカビー事件を含めたリビアによるテロ行為への関与（安保理は同国の関与を既定の事実としていた）が憲章第39条の意味における国際の平和に対する脅威を構成するという判断（認定）は、それが憲章に違反すると明確に断じ切れるものではないにしても、安保理にとっ

て新たな慣行になったということではある¹³⁹。このような認定がなされたのは、容疑者の英国または米国への不引渡しとともに、具体的行為を通じたテロリズムの放棄の不達成および英米への（いかなる司法的決定もえられていない段階での）損害賠償金支払いへの未対応を理由とするものであった¹⁴⁰。問題となっている事例が、もっぱら条約（本件ではモントリオール条約）の解釈・適用に関係する紛争であるにとどまらず、国際の平和と安全の維持に係るような事例である場合、この点につき主要な責任（憲章第24項1項）を持たされている安保理の関与を否定することは困難である¹⁴¹。ロッカビー事件が国家テロリズムという国際の平和と安全の維持をも危機にさらす行為に関わるものと考えられた以上、そこへの安保理の関与を否定することはできない¹⁴²。スーダンに対するエジプト大統領暗殺未遂事件の容疑者引渡し請求¹⁴³とその不遵守に対してなされた強制措置¹⁴⁴ならびにケニアおよびタンザニア米大使館爆破事件に関与したとされるウサマ・ビンラディンのアフガニスタンへの引渡し請求¹⁴⁵とその不遵守に対してなされた強制措置¹⁴⁶など、本件以降の実行から看取されるように安保理はこのようなスタンスをより深めているといえる¹⁴⁷。国家による援助を受けない者または組織による単発のテロ行為であれば別段、過去に遡り断続的に実行されてきた国家関与の疑われるテロ行為であれば、それが安保理の事項管轄権に入らないという言説に説得力をみだすことは難しいようにも思われる¹⁴⁸。本件が国家テロの事例と判断されたこと、そして、それによって平和に対する脅威を構成すると判断されたということ、このことが、安保理による介入を引き起こしたものだといえるであろう¹⁴⁹。

おわりに

以上、本稿においてはロッカビー事件を素材として同事件が提起する論点について検討を行ってきた。検討を試みたのはごくわずかの点であるが、ここでは、これまでの考察からみいだされた点を整理しあわせて若干の展望を述べることによって本稿のむすびとしたい。

ロッカビー事件は、国際的なテロ行為により引き起こされたものであり、しかも、当該行為には特定の国家の関与が疑われており、そうした意味で国家テロリズムの一事例と判断されてきた。こうした場合でも国際テロ対策条約の1つであるモントリオール条約は、本件に適用可能な条約であったように思われる。しかし、実際には当該条約の手續規定に則った問題の調整や解決という方法は選択されなかった。本件について安保理がリビアに対して容疑者

の引渡しを要請し、その後の決議により同理事会は同国の非協力的な態度をもって平和に対する脅威であると認定し、非軍事的制裁を通じて最終的に同国に容疑者の引渡しを強制したからである。

本件のほかにも、憲章第7章下の強制措置の威嚇下、テロ行為者の引渡しを命じた事例がみられるようになった（スーダン、アフガニスタンの事例）。冷戦期以降の広範囲にわたる平和に対する脅威の決定動向をふまえれば、今後、テロリズム以外の事例において安保理が容疑者の引渡しを関係国に命ずるような事例は増えることはあっても減少するようには思われない。換言すれば、関係条約をバイパスした引渡しの事例は起こりうると思われる。

しかし、このような事態において仮に安保理による介入がみられたとしても、そのことから端的に関係条約（本件でいえばモンテリオール条約）によって具現される犯罪人引渡しに関する国際法規則（international extradition law）がもはや不必要になったあるいはそうでなくとも修正を加えられたと解釈すべきではないように思われる¹⁵⁰。というのは、行為者が個人であるような場合、引渡しか訴追か方式を採用する条約規定に従い関係国への引渡しかまたその所在国での訴追かという選択肢があるべきコースであるように思われるからである。

とはいえ、個人的な背景または国家的な背景を問わず、テロリズム（または国際テロリズム）の規制や抑圧が以前にも増して緊要の課題である現在、本件においてみられたような問題の調整・解決方法は、それ自体として注目に値するということはできるであろう。

2001年12月12日脱稿。

〔付記〕 イギリス・スコットランド司法当局は2002年3月5日、上訴審判決が同年3月14日午前11時（オランダ時間）に下されることになると発表した。5人の裁判官が原審の判断を維持するのか、それとも破棄するのか、いずれにせよその判断は本件の帰趨に大きな影響を与えることは疑いない（3月7日記）

注

- 1 Scottish High Court of Judiciary at Camp Zeist (The Netherlands): Her Majesty's Advocate v. Al Megrahi, *I. L. M.*, Vol. 40 (2001), pp. 611-613, paras. 85-90. 社説「国際社会への責任を果たせ」2001年2月6日付『毎日新聞』朝刊。

- 2 Martin Fletcher, *Side by side, relatives of the accused and of the dead*, THE TIMES (London), May 4, 2000. 「リビア人被告、公判開始ーパンナム機爆破事件ーオランダの特設法廷で」2000年5月4日付『毎日新聞』朝刊。
- 3 Application-Instituting Proceedings, Questions of Interpretation and Application of the 1971 Montreal Convention arising from the Aerial Incident at Lockerbie (Libyan Arab Jamahiriya v. United Kingdom), filed in the Registry of the Court on 3 March 1992. 本請求訴状はICJのインターネット上のウェブサイト (<http://www.icj-cij.org>) より入手した。また、アメリカを提訴する同様な訴状が提出されたが本稿においてはイギリスに対するもののみを取り上げる。
- 4 以下、本稿においては、1988年12月21日のパンナム103便の爆発・墜落事件から2001年1月31日の在オランダスコットランド法廷の判決までの一連の過程（そこには安保理における動き、ICJの命令・判決などが含まれる）をロッカビー事件または本件と呼ぶ。しかし、文脈により、爆破事件またはICJに係属中の事案（たとえば、仮保全措置の申請）のみを意味することを断っておきたい。
- 5 テロリズム、テロ行為という言葉の一義的な定義はない。しかし、本稿ではテロ行為を「ある政治的目的を達成するために暴力の使用または威嚇を組織的・集団的に行うことによって恐怖状態を作り出す手法」という意味に用いる（「テロリズム」筒井若水（編集代表）『国際法辞典』（有斐閣、1998年）248頁）。テロ行為の実行者、行為地、被害者、対象国などが複数国にまたがる場合を国際テロリズムという（「テロリズム」国際法学会編『国際関係法辞典』（三省堂、1995年）569頁（西井正弘執筆））。さらに、1985年のフランス軍将校によるレインボウ・ウォリアー号事件など国家機関によるテロ行為、または私人や団体に資金・武器・聖域などを与えて支援するテロ（State-Supported Terrorism）や私人や組織が国家に指令されて行うテロ（State-Directed Terrorism）の場合、国家テロといわれる（同前569-570頁）。

ちなみに、ウィルキンソン（Wilkinson）はテロ事件のおよそ25パーセントが国家テロもしくは国家指令テロであると指摘する。Paul Wilkinson, *Terrorism and the Liberal State* (Second Ed., Macmillan, 1986), p. 275. 国家が国家テロ行為を選択するとき、その理由は考えつくだけでも多様であるが、さしあたり、第1に、コストパフォーマンスからみて、多大な効果を上げうる可能性がある一方で、それほど費用がかからないという点、第2に、テロ攻撃の背後にある国家の姿を隠しおおせることができるということ、第3に、仮にテロ

行為が失敗に帰した場合であっても、通常の公然たる軍事活動（このような行為の国際法上の合法性については措いておくとして）の失敗の際にみられるような屈辱やはずかしめを（テロ行為自体が常に隠密に行われるだけに）受けることがないという事情を指摘することができる（*Ibid.*, p. 277）。こうした効果を計算した上で、国家は、国外に亡命した反体制派の暗殺、敵対国家への攻撃（surrogate war against an adversary state）、革命の輸出といった諸目的を国家テロ行為によって達成しようとする（*Ibid.*）。

- 6 Convention for the Suppression of Unlawful Acts Against the Safety of Civil Aviation, *I. L. M.*, Vol. 10 (1971), p.1151 *et seq.* 1971年9月23日署名、1973年1月26日発効。締約国数は175ヶ国（国際民間航空機関（ICAO）のウェブサイト（<http://www.icao.int/icao/en/leb/Mtl71.htm>）より2001年11月30日に入手）。なお、本条約は、国際空港における殺人、傷害等の行為を新たにテロ犯罪として処罰することを規定するモントリオール議定書（注126参照）により改正されている。
- 7 杉原高嶺「国際司法裁判所による安保理決定の司法審査について」『法学論叢』第148巻第5・6号（2001年）34頁。
- 8 Rodney Wallis, *Lockerbie-The Story and the Lessons* (Praeger, 2001), p. 1.
- 9 Omer Y. Elagab, The Hague as the Seat of the Lockerbie Trial: Some Constraints, *The International Lawyer*, Vol. 34 (2000), p. 290.
- 10 *Ibid.*
- 11 Scottish High Court of Justiciary at Camp Zeist (The Netherlands): Her Majesty's Advocate v. Al Megrahi, *supra* note 1, p.582, para. 1.
- 12 中谷和弘「パンナム103便およびUTA772便爆破事件と国際社会の対応—国連安全保障理事会決議731をめぐって—」『ジュリスト』998号（1992年4月1日）82頁。日本人の犠牲者（1名）もいた。同前。
- 13 Wallis, *supra* note 8, p. 27.
- 14 *Ibid.*, p. 40.
- 15 Christopher C. Joyner and Wayne P. Rothbaum, Libya and the Aerial Incident at Lockerbie: What Lessons for International Extradition Law?, *Michigan Journal of International Law*, Vol. 14 (1993), p.225.
- 16 Announcement by the Lord Advocate of Scotland on 14 November 1991, *I.L.M.*, Vol. 31 (1992),

p. 718.

- 17 *Ibid.*, pp. 718-719. なお、在オランダスコットランド法廷の判決文にはフィマがリビア情報部の部員であると判示する記述はみあたらない。メグラヒについてはその旨の記述がある (Scottish High Court of Justiciary at Camp Zeist (The Netherlands): Her Majesty's Advocate v. Al Megrahi, *supra* note 1, para. 88.)。
- 18 Milton Viorst, The Colonel in his Labyrinth, *Foreign Affairs*, Vol. 78, No. 2 (1999), p. 66. 1986年4月14日の攻撃により犠牲となった市民は37人と伝えられているが、そのなかにはカダフィ大佐の養女ハナ (Hana'a) もいたという。 *Ibid.*
- 19 山本草二『国際刑事法』(三省堂、1991年) 52頁。
- 20 もともとは、PLO (パレスチナ解放機構) に加わっていたが、イスラエルとの協調をめぐる同組織と対立するようになり、アラファト議長より除名された人物。イスラエルに対する強硬路線を主張し、自己の組織を使用して、数々のテロ攻撃を行う。イラク、シリアの援助や命令により、暗殺などのテロ行為を実行するほか、リビアの命を受け、テロ行為を実行してきたとされる。Neil Partrick; ABU NIDAL, *International Encyclopedia of Terrorism* (Fitzroy Dearborn Publishers, 1997), pp. 326-327.
- 21 山本・前掲書 注 (19) 50頁。
- 22 Announcement by the Lord Advocate of Scotland on 14 November 1991, *supra* note 16, p. 718.
- 23 *Ibid.*
- 24 Elagab, *supra* note 9, p. 290.
- 25 *Ibid.*
- 26 Michael Plachta, The Lockerbie Case: The Role of the Security Council in Enforcing the Principle Aut Dedere Aut Judicare, *European Journal of International Law*, Vol. 12 (2001), p. 126.
- 27 Joint Declaration of The United States and United Kingdom, *I.L.M.*, Vol. 31 (1992), p. 723.
- 28 1989年9月19日コンゴ・ブラザビル発チャド・ヌジャメナ経由パリ行きUTA772便は、同日午後1時13分にヌジャメナを離陸した。しかし、22分後に管制塔との交信が途絶え、同機はニジュール上空で爆発し、その機体は北部のテネレ砂漠に散乱した。乗員・乗客171名全員が死亡した (乗客中、31名はフランス国民であった)。中谷・前掲注 (12) 82頁。この事件についてフランスは捜査の結果、何名かのリビア国民が有罪と強く推定されるとし、それゆえリビアに対して、このテロ行為の責任解明のためフランス司法当局に即

- 時、実効的かつすべての手段をもって協力するよう要求する旨の大統領および外相コミュニケを発している。同前。Communiqué from the Presidency of the French Republic and the Ministry of Foreign Affairs, *I.L.M.*, Vol. 31 (1992), p. 718. フランスはリビアに具体的には次のようなことを要求した。すなわち、リビア手持ちの物質的証拠一切の提出、真実発見に有益と思われる文書一切へのアクセスを容易にすること、責任あるリビア公務員をしてフランスの予審判事が行う要求に応えさせること。Ibid. このように、フランスは容疑者の引渡しではなくて、そのほかの一定の協力を求めるにとどまっていた。その理由は引渡しを受けることなく不在のままに裁判を行い、有罪とされた場合リビアにさらなる協力をもとめる方途を選んだからである。U. N. Doc. S/1999/726 (June 30, 1999), para. 18.
- 29 Declaration of the United States of America, France and Great Britain on Terrorism, *I. L. M.*, Vol. 31 (1992), p. 723.
- 30 Ibid.
- 31 Anthony Aust, Lockerbie: The Other Case, *International and Comparative Law Quarterly*, Vol. 49 (2000), p. 279.
- 32 Plachta, *supra* note 26, p. 127. マイケル・ブラックタ「ロカビー事件—犯罪人引渡における国連安全保障理事会の関与—」『アジア研報』(国際連合アジア極東犯罪防止研修所) 第15号(2000年12月) 76頁。
- 33 Ibid. 同前。
- 34 Letter dated 8 January 1992 from the Permanent Representative of the Libyan Arab Jamahiriya to the United Nations addressed to the Secretary-General, *I.L.M.*, Vol. 31 (1992), p. 725.
- 35 Ibid.
- 36 Ibid.
- 37 Ibid., pp. 725-726.
- 38 Ibid., p. 726.
- 39 Ibid., pp. 725-726.
- 40 Aust, *supra* note 31, p. 281.
- 41 U. N. Doc. S/RES/731 (January 21, 1992), *I.L.M.*, Vol. 31 (1992), pp. 732-733. 松田竹男教授は、本決議採択にあたり、紛争当事国である英米仏3国が棄権をしなかったという点をとらえ、本決議には憲章に照らして手続き的な違法性があると指摘されている(同「リビアに対

する強制措置の発動—安保理決議の検討—」静岡大学『法経研究』第42巻1号（1993年）38—39頁）。また、本決議についてはこれら3国の主張を安保理自ら主体的に検討することなくそのまま取り上げ、リビアに対して勧告をしている点において不当であると指摘される（同前39—40頁）。さらに、内容に関してはリビアに対する国家としての賠償支払要請が司法的判断がなされる以前の段階での要請である点において不当であると指摘される（同前40—41頁）。

42 *Ibid.*, p. 732.

43 なお、事務総長は協力措置の一環として2度にわたり担当者をリビアに派遣した。その報告書は、カダフィ大佐の言説として、条約が存在しない場合に自国民を引き渡すには国内法上の障害が存在するが、人民委員会（People's Committee）にこのような障害を取り除くことが可能か否か諮ってみるということ、それがうまくいけば、フランスを裁判の候補地として考えていること、またはマルタもしくはアラブ諸国のような第3国に引き渡すという選択肢も検討してよいのではないかと、さらに、リビアとしては容疑者を強制的に引き渡すことはできないが、自発的な出国を妨げる意思はないことなどを記述している。Further Report by the Secretary-General pursuant to Paragraph 4 of Security Council Resolution 731 (1992), U. N. Doc. S/23672 (March 3, 1992), *I.L.M.*, Vol. 31 (1992), pp. 735-736.

44 U. N. Doc. S/RES/748 (March 31, 1992), *I.L.M.*, Vol. 31 (1992), pp. 750-752. 本決議の採択は仮保全措置申請に関する口頭弁論終了3日後の1992年3月31日であった。本決議についても松田教授は、決議731に関するその指摘と同様、安保理があらためて事件の事実関係を精査することなく、決議731をたたき台として3国の主張に完全に依拠している点において不当であるとみる（同・前掲注（41）46頁）。また、リビアのフランスに対する協力姿勢、本件容疑者の引渡しに関する一定の譲歩、有罪が立証された場合、容疑者国籍国として賠償を支払うとの意思表示などを考慮すれば、交渉という非強制的な方法によって紛争の解決がはかられる可能性があったのであり、そのような状況下、強制措置が本当に必要であったのか、その合法性が問われると指摘されている（同前47—48頁）。

45 *Ibid.*

46 日本も、①在日リビア外交官の数を1名減らし3名とする、②在日リビア外交官については、東京都全域および成田市を旅行自由地域とし、それ以外の地域を旅行する場合は事前の許可を必要とするなどの安保理決議748（とくにこの場合は、その第6項(a)）に従っ

た同国外交団の縮小・行動制限を課した。国際法事例研究会『日本の国際法事例研究(4) 外交・領事関係』(慶應義塾大学出版会、1996年) 24-25頁。

- 47 Aust, *supra* note 31, p. 282.
- 48 U. N. Doc. S/RES/883 (November 11, 1993).
- 49 本決議では、決議748で課された制裁に加え、リビア公的資産の部分的凍結、石油セクター関連装備の禁輸などが付加された。
- 50 Application-Instituting Proceedings, Questions of Interpretation and Application of the 1971 Montreal Convention arising from the Aerial Incident at Lockerbie (Libyan Arab Jamahiriya v. United Kingdom), filed in the Registry of the Court on 3 March 1992, *supra* note 3. なお、リビア、英米は同条約の当事国である。
- 51 Questions of Interpretation and Application of the 1971 Montreal Convention arising from the Aerial Incident at Lockerbie (Libyan Arab Jamahiriya v. United Kingdom), Provisional Measures, Order of 14 April 1992 (hereinafter cited as Lockerbie, Provisional Measures (Libyan Arab Jamahiriya v. United Kingdom)), *I. C. J. Reports 1992*, p. 3. 杉原高嶺「ロッカービー航空機事故をめぐるモントリオール条約の解釈・適用事件—仮保全措置の申請—」『国際法外交雑誌』第92巻6号(1994年) 34頁。本稿ではイギリスを一方の当事者とする命令のみを取り上げる。
- 52 申請された仮保全措置の内容は、第1にリビアをして容疑者を同国外の国に引き渡すよう強制または強要するためにとられるいかなる措置もイギリスに対して禁ずること、第2にリビアの請求主題であるところの、裁判権 (legal proceedings) に関してリビアの持つ権利を侵害するいかなる手段もとられないように確保することである。Lockerbie, Provisional Measures (Libyan Arab Jamahiriya v. United Kingdom), *supra* note 51, p.8, para. 11.
- 53 Lockerbie, Provisional Measures (Libyan Arab Jamahiriya v. United Kingdom), *supra* note 51, p. 15, para 39. ICJは、このようにリビアによる仮保全措置の請求を拒絶するが、しかし、本手続の後の段階において決定することが求められうるそのほかの問題(本案審理の管轄権の問題など)を予断するものではないことを断っている。*Ibid.*, p. 15, para. 42.
- 54 Questions of Interpretation and Application of the 1971 Montreal Convention arising from the Aerial Incident at Lockerbie (Libyan Arab Jamahiriya v. United Kingdom), Preliminary Objections, Judgement (hereinafter cited as Lockerbie, Preliminary Objections (Libyan Arab

- Jamahiriya v. United Kingdom)), *I.C. J. Reports 1998*, p. 9. 杉原高嶺「ロッカービー航空機事故をめぐるモンテリオール条約の解釈・適用事件—先決的抗弁—」『国際法外交雑誌』第99巻6号(2001年)88頁。本稿ではイギリスを一方の当事者とする判決のみを取り上げる。
- 55 本件の最新の動向についてはICJのウェブサイト (<http://www.cij-icj.org>) 上の関連ページ記載の情報を参照されたい。
- 56 リビアは、本件へのモンテリオール条約の適用による引渡し拒絶とともに、さらに、私的な制裁を求める群集心理 (lynch mob atmosphere) が英米に蔓延していることも不引渡しの理由の1つとしていた。Michael P. Scharf, *Terrorism on Trial: The Lockerbie Criminal Proceedings*, *ILSA Journal of International & Comparative Law*, Vol. 6 (2000), p. 356. すなわち、リビアは公正な裁判がなされるか否か懸念していたのである (反対に英米はリビアにおける裁判の公正さを疑っていたが)。このように、リビアは自国で刑事裁判をすることに固執していた。
- 57 Scharf, *ibid.*, p. 357. 既述のように、リビア (カダフィ大佐) はマルタもしくはアラブ諸国における裁判という選択肢を既に示唆していた。前掲注 (43) を参照。
- 58 *Ibid.*
- 59 *Ibid.*; Aust, *supra* note 31, p. 283. リビアは安保理決議883が採択された後の1993年12月8日、事務総長に宛ててこのような提案をしている。Aust, *ibid.* こうしてみると、在オランダスコットランド法廷というオプションは、後にみるように、英米独自の発案ではないことがわかる。他方で、リビアの国家指導者カダフィ大佐がこのような裁判に本質的には乗り気でなかったことも明らかになる。
- 60 Elagab, *supra* note 9, p. 292.
- 61 Scharf, *supra* note 56, p. 357.
- 62 Plachta, *supra* note 26, p. 134. プラックタ・前掲注 (32) 81頁。
- 63 *Ibid.*, p. 135. 同前。
- 64 Aust, *supra* note 31, p. 284, Plachta, *ibid.*, p. 131. プラックタ・同前79頁。
- 65 Aust, *ibid.* さらに、これらの者にとって陪審裁判が却って不利に作用することはないと考えられるが、しかし、陪審裁判が公正な裁判を侵害するものであることを同人たちが合理的に証明する場合には、イギリス政府は陪審団を外した形式の裁判を考えるべきであるとしている。*Ibid.*

- 66 *Ibid.* オースト (Aust) は、これらの国際機構のエンドースメントが、在オランダスコットランド法廷実現に近づけた最も重要な要因の1つであると述べている。 *Ibid.*
- 67 Letter Dated 24 August, 1998 from the Acting Permanent Representatives of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland and the United States of America to the United Nations addressed to the Secretary General, U. N. Doc. S/1998/795 (1998). 本稿では同書簡をウェブサイト (“<http://www.ltb.org.uk/trialletter.cfm>”) より入手した。
- 68 いわばオランダへのスコットランドの裁判所の輸出にはそれが刑事法廷の設置という主権的行為であるために、それを実際に実現しようとするれば、オランダからの同意の取得をはじめとして、法的、技術的および兵站上多くの障害が存在する。 *Cf.*, Aust, *supra* note 31, p. 283.
- 69 米国のオルブライト国務長官は、英米によるこのような提案に対してリビアはもはや交渉や変更の余地はなく、「やるかやらないか (take-it-or leave-it)」2つに1つであると声明している。 Secretary of State, Madeleine K. Albright, Statement on Venue for Trial of Panam 103 Bombing Suspects on August 24, 1998 (Washington, D. C.), reprinted in *Legal Aspects of Terrorism in The United States* (Yonah Alexander and Edger H. Brenner (Eds.), Oceana, 2001), Vol. 4 (Aviation Law), p. 462.
- 70 リビアに対する制裁措置を強化する安保理決議883によれば、当該制裁の停止の条件は容疑者を「イギリスまたはアメリカの適当な裁判所」への出廷させること (本文 第16項) と規定されている。このように「裁判所」は英米のそれと含意されているので、それ以外の選択を実現するにはそれを認める新たな安保理決議が不可欠となる。 Scharf, *supra* note 56, p. 357.
- 71 U. N. Doc. S/RES/1192 (August 27, 1998), *I.L.M.*, Vol. 38 (1999), pp. 937-939.
- 72 Agreement between the Government of the Kingdom of the Netherlands and the Government of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland concerning a Scottish Trial in the Netherlands, *I.L.M.*, Vol. 38 (1999), pp. 926-936.
- 73 なお、本協定が英蘭間で正式に署名されたのは1998年9月18日であるが、締結交渉自体は極めて迅速なスピードで進んだ。すなわち、両国の関係者による最初の会合の後、協定締結交渉は1998年7月末のハーグでの集中的な討議3日間によって完結していた。協定の形式という側面では、オランダは同国が旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所に関し国連と

締結した協定に部分的に依拠する協定案を提出してきた。いわばモデルとすべき既存の協定が存在しそれを利用することが可能であったのである。オランダ政府は、協定締結を内閣の最優先課題として取り上げていた。同じく、同政府は協定の正文として英語だけを採用すべきであると提案した。このように、オランダ政府が極めて協力的な態度で臨んだことが、このような短期間で協定が締結されたことの大きな理由である。Aust, *supra* note 31, pp. 286-287.

また、自国の裁判所を海外で開廷するにあたって必要となるイギリスの国内法上の調整措置は、「刑事上級裁判所（オランダにおける手続）（国際連合）命令」（1998年9月18日施行）によって実施された。The High Court of Justiciary (Proceedings in the Netherlands) (United Nations) Order 1998, *I.L.M.*, Vo. 38 (1999), p. 942 *et seq.*

74 The High Court of Justiciary (Proceedings in the Netherlands) (United Nations) Order 1998, *ibid.*, p. 943.

75 Aust, *supra* note 31, p. 288.

76 *Ibid.*, p. 283.

77 なお、1998年9月30日、米国のクリントン大統領はスコットランド法廷の設置・運営を援助するために約800万米ドルの支出を認めたという。Plachta, *supra* note 26, p. 134. プラックタ・前掲注（32）80頁。

78 通常裁判所がスコットランドの法域を物理的に越えて裁判するなど歴史上初めてのことであり、軍事犯罪は別として、それ以外の犯罪で陪審を付されずに審理される事件は数百年ぶりのことであるという。Aust, *supra* note 31, p. 286.

79 Plachta, *supra* note 26, p. 135. プラックタ・前掲注（32）81頁。

80 *Ibid.*, p. 136. 同前。

81 *Ibid.*, pp. 136-137. 同前。

82 Aust, *supra* note 31, p. 293. Statement by the President of the Security Council, U. N. Doc. S/PRST/1999/10 (April 8, 1999). 1999年3月19日、トリポリを訪問した南アフリカのマンデラ大統領は引渡しに近いことを発表している。Plachta, *supra* note 26, p. 136.

83 Letter dated 19 March 1999 from The Secretary-General addressed to the President of the Security Council, Annex, U. N. Doc. S/1999/311 (March 23, 1999).

84 Plachta, *supra* note 26, p. 136. この作戦の指揮をとったのは国連の法律顧問であるハンス・

コレル (Hans Corell) 氏であった。なお、アナン事務総長でさえも、その詳細に渡っては知らなかったとされる。法的、兵站上の問題は1998年11月中旬までに解決されていたという。コレル氏はイタリアに航空機借用の要請をし、それに国連旗を塗装した。同氏はパイロットを面接し、また、自らオランダに至る飛行計画を承認したという。いわゆる2人の乗客のために医師や看護婦が手配された。さらに、1つにはイスラム教徒であるため、ハムや貝を食することができず、酒を飲むことができないため、2つには食事に毒物が混入されることを防ぐため、飲食に関する配慮も怠らなかったという。 *Ibid.*, p. 135. ブラックタ・前掲注 (32) 80-81頁。また、国連リビア制裁は、リビアによる容疑者のオランダへの引渡しとUTA機爆破事件での同国のフランスに対する協力姿勢が評価され1999年4月5日に停止された。Statement by the President of the Security Council, U. N. Doc. S/PRST/10 (April 8, 1999).

- 85 Letter dated 5 April 1999 from the Secretary-General addressed to the President of the Security Council, U. N. Doc. S/1999/378 (April 5, 1999).
- 86 Plachta, *supra* note 25, p. 136.
- 87 Scottish High Court of Judiciary at Camp Zeist (The Netherlands): Her Majesty's Advocate v. Al Megrahi, *supra* note 1, pp. 611-613, paras.85-90. 裁判官団は、検察による主張を大筋で認め、パンナム103便の墜落原因が同機内に仕掛けられた爆発物によるものであり、爆発が機体(胴体部)格納庫に搬入されていた集荷コンテナ (AVE4041) 内にあった荷物に起因するであろうということ (*Ibid.* paras. 1, 4, 5, 8, 15.)、内部からの圧力によって破壊されたものと思われるスーツケース片が墜落現場から採取され、その製造元がサムソナイト社であること (*Ibid.* paras. 9, 15.)、墜落現場から採取された衣類片がその損傷具合から爆発物を包んでいた衣類の一部であり、当該爆発物は東芝製のラジオカセットプレーヤーに仕込まれていたであろうということ (*Ibid.* paras. 9, 10, 11, 15.)、同衣類片がマルタの「メアリーの家」という屋号の店で販売されていた複数点の衣類と一致するということ (*Ibid.* paras. 12, 15.)、墜落現場で採取された回路板の破片がスイス企業によって主としてリビア国家(軍や情報部)向けに納入されていた時限装置 (MST-13型時限装置) の構造物であろうということ (*Ibid.* paras. 9, 14, 44, 49, 50, 82, 89.)、メグラヒが同国情報部の比較的高位の部員として同スイス企業の経営者と交際を有し、軍事物資の調達に関与していたということ (*Ibid.* paras. 54, 88, 89.)、上記店舗店主の証言によれば、メアリーの家に来店

し、複数点の衣類を購入した人物がメグラヒに非常に似ており、その日時は1988年12月7日夕方であろうということ (*Ibid.* paras. 12, 55-69, 82, 87-89.)、メグラヒは、12月7日から9日までの期間および20日から21日までの期間マルタに滞在していたほか、偽名または本名を使用し複数回同地を訪問してきたこと (*Ibid.* paras. 84, 87.)、1988年12月21日爆発物がセットされた持主不同伴のスーツケースがマルタ・ルカ空港発フランクフルト行きマルタ航空180便に密かに積み込まれ、さらにフランクフルト空港でパンナム103A便(目的地をヒースロー空港とする103便の支線便)に積みかえられ、最終的にヒースロー空港で待機中の103便に積み込まれたであろうということ (*Ibid.* paras. 17, 31, 82, 88, 89.)、本件爆破計画やその実行がリビアに起源を有するものでであろうということ (*Ibid.* para. 82.)、などについて合理的な疑いを入れる余地はないとし、本文でみたような判決を下している。

しかし、検察自身、爆発物が入っていたスーツケースがどのような経路を通じて同便に設置されたのか確定的な立証をしていないことを認めていた (*Ibid.* paras. 39, 82.)。しかも、裁判官団は、このようなことを十分認識し、検察側の主張の一定のものについては相当の不明確さおよび留保が含まれていることを認めている (*Ibid.* para. 89.)。また、有罪の心証を形成するにあたって重要な役割を担っている上記店舗店主の証言には複数の問題点があるとしている (*Ibid.* paras. 67, 88.)。さらに、相互に食い違う証拠のなかから都合のよい部分だけを取り出し、つなぎ合わせることによって正当化されえない結論に到達する危険性を認識しているとも判示する (*Ibid.* para. 89.)。こうしてみると、スコットランド法廷はこれらの諸点にもかかわらず、メグラヒを有罪で終身刑に他方でフィマを(同人が、自己の行為がパンナム機爆破計画の一部を構成するとの認識していたということが十分に立証されなかったとして [*Ibid.* para. 85.]) 無罪とする判決を下したということになる。

なお、本判決後メグラヒはそれを不服として上訴の申立を行った。当該申立は認められ、上訴審として機能する在オランダスコットランド法廷(5人の裁判官より構成)が審理にあっている。最新の動向については“Lockerbie Trial Briefing Site” (<http://www.ltb.org.uk/>) の関連ページを参照されたい。

- 88 既述のように、ロッキビー事件の関係国たるリビア、イギリス、アメリカ、3国ともモントリオール条約の当事国である。

- 89 さらに、モンテリオール議定書による改正の結果、国際民間航空に供される空港での暴力行為・殺人（当該空港の安全を損なうかそのおそれのあるものにかぎる）などもモンテリオール条約上の犯罪となった。
- 90 Sami Shubber, *The Destruction of Aircraft in Flight over Scotland and Niger: The Questions of Jurisdiction and Extradition under International Law*, *British Yearbook of International Law*, Vol. 66 (1995), p. 244.
- 91 この場合の「必要な措置」としては、現行の内国刑法が当該条約義務の履行を担保するのに不十分な場合（条約所定の犯罪の構成要件が現行刑法規定の範囲をこえる場合）には、国内法の改廃・補完または新たに立法することが含まれる。ただし、必要な措置には必ずしも刑事裁判権の現実の行使は含まれない。要するに条約所定の犯罪の容疑者について審理を可能とする国内法が確保されていればよいとされる。山本草二「犯罪人引渡制度における政治性の変質」『法学』第49巻3号（1985年）377-378頁。
- 92 Shubber, *supra* note 90, p. 247.
- 93 *Ibid.*, p. 250.
- 94 ハーグ条約第4条2項についての説明として、池田文雄「ハーグ・ハイジャック防止条約の研究」『専修法学論集』第27号（1978年）53頁参照。
- 95 Shubber, *supra* note 90, pp. 250-251.
- 96 *Ibid.*, p. 251., Elagab, *supra* note 9, p. 295.
- 97 Application-Instituting Proceedings, Questions of Interpretation and Application of the 1971 Montreal Convention arising from the Aerial Incident at Lockerbie (Libyan Arab Jamahiriya v. United Kingdom), filed in the Registry of the Court on 3 March 1992, *supra* note 3. Lockerbie (Libyan Arab Jamahiriya v. United Kingdom), Provisional Measures, *supra* note 51, pp. 5-6, para 5.
- 98 杉原高嶺ほか『現代国際法講義（第2版）』（有斐閣、1995年）221頁（加藤信行執筆）。
- 99 Declaration of Acting President Oda, *ICJ Reports 1992*, p. 18. しかし、小田裁判官は続けて仮保全措置の申請によって「リビアが保全を求めている権利は、むしろ一般国際法に根ざす主権的な権利である。」「かくして、そのような権利はモンテリオール条約上の権利を構成すると考えることはできない」と述べることによって、リビアの請求の法的な根拠には反対する見解を表明している。*Ibid.*, p. 19.

- 100 森下忠『犯罪人引渡法の理論』（成文堂、1993年）159頁。
- 101 同前。
- 102 同前。
- 103 同前161頁。
- 104 同前。
- 105 同前。
- 106 I. I. Kavass and A. Sprudz, *Extradition, Laws and Treaties, United States*, Vol. 1 (Hein, 1979), pp. 280.11—280.12.
- 107 森下・前掲書注（100）161頁。
- 108 同前162頁。
- 109 同前。
- 110 同前。
- 111 Ivor Stanbrook and Clive Stanbrook, *Extradition Law and Practice* (Second Ed., Oxford University Press, 2000), p. 133.
- 112 *Ibid.*, p. 133. 森下・前掲書注（100）162頁。
- 113 European Convention on Extradition, reprinted in *Terrorism and International Law* (Rosalyn Higgins and Maurice Flory (Eds.), 1997, Routledge), p.313 *et seq.*
- 114 *Cf.*, Robert Jennings and Arthur Watts (Eds.), *Oppenheim's International Law*, Vol. 1:Peace (Ninth Ed., Longman, 1992), pp. 955-956.
- 115 Dissenting Opinion of Judge Bedjaoui, *ICJ Reports 1992*, p. 38, para 12.
- 116 エラガブ (Elagab) は、本項後段の効果について、引渡しの帰趨を被請求国の国内法に委ねることによって、本項がモントリオール条約を関係国の国内法規則に劣位する地位におく場合があると評している。Elagab, *supra note 9*, p. 297.
- 117 *Ibid.*
- 118 Convention on Offences and Certain Other Acts Committed on Board Aircraft, *I. L. M.*, Vol. 2 (1963), p. 1042 *et seq.* 1963年9月14日署名、1969年12月4日発効。締約国数は172ヶ国（国際民間航空機関（ICAO）のウェブサイト（<http://www.icao.int/icao/en/leb/Tokyo.htm>）より2001年11月30日に入手）。
- 119 Convention for the Suppression of Unlawful Seizure of Aircraft, *I. L. M.*, Vol. 10 (1971), p.133

- et seq.* 1970年12月16日署名、1971年10月14日発効。締約国数は174ヶ国（国際民間航空機関（ICAO）のウェブサイト（<http://www.icao.int/icao/en/leb/Hague.htm>）より2001年11月30日に入手）。
- 120 前掲注（6）。
- 121 Convention on the Prevention and Punishment of Crimes Against Internationally Protected Persons, Including Diplomatic Agents, *I. L. M.*, Vol. 13 (1974), p.41 *et seq.* 1973年12月14日採択、1977年2月20日発効。締約国数は100ヶ国（2000年2月2日現在）。
- 122 International Convention Against the Taking of Hostages, *I. L. M.*, Vol. 18 (1979), p. 1546 *et seq.* 1979年12月17日採択、1983年6月3日発効。締約国数は85ヶ国（2000年2月2日現在）
- 123 Convention on the Physical Protection of Nuclear Material, *I. L. M.*, Vol. 18 (1979), p.1422 *et seq.* 1980年3月3日署名、1988年2月8日発効。締約国数は60カ国（2000年2月2日現在）。
- 124 Convention for the Suppression of Unlawful Acts Against the Safety of Maritime Navigation, *I. L. M.*, Vol. 27 (1988), p.668 *et seq.* 1988年3月10日採択、1992年3月1日発効。締約国は60カ国（国際海事機関（IMO）のウェブサイト（<http://www.imo.org>）より2001年11月30日に入手）。
- 125 Protocol for the Suppression of Unlawful Acts Against the Safety of Fixed Platforms Located on the Continental Shelf, *I. L. M.*, Vol. 27 (1988), p.668 *et seq.* 1988年3月10日採択、1992年3月1日発効。締約国数は55カ国（国際海事機関（IMO）のウェブサイト（<http://www.imo.org>）より2001年11月30日に入手）。
- 126 Protocol for the Suppression of Unlawful Acts of Violence at Airports Serving International Civil Aviation, *I. L. M.*, Vol. 27 (1988), p.627 *et seq.* 1988年2月24日署名、1989年8月6日発効。締約国数は107カ国（国際民間航空機関（ICAO）のウェブサイト（<http://www.icao.int/icao/en/leb/Via.htm>）より2001年11月30日に入手）。
- 127 Convention on the Marking of Plastic Explosives for the Purpose of Detection, *I. L. M.*, Vol. 30 (1991), p.721 *et seq.* 1991年3月1日採択、1998年6月21日発効。締約国数は69カ国（国際民間航空機関（ICAO）のウェブサイト（<http://www.icao.int/icao/en/leb/MEX.htm>）より2001年11月30日に入手）。
- 128 International Convention for the Suppression of Terrorist Bombings, *I. L. M.*, Vol. 37 (1998), p.249 *et seq.* 1997年12月15日採択、2001年5月23日発効。締約国数は45カ国（国連ウェブ

サイト (http://untreaty.un.org/ENGLISH/Status/Chapter_xviii/treaty9.asp) より2001年11月30日に入手。

- 129 International Convention for the Suppression of the Financing of Terrorism, *I. L. M.*, Vol. 39 (2000), p.270 *et seq.* 1999年12月9日採択、未発効。国連ウェブサイト (http://untreaty.un.org/ENGLISH/Status/Chapter_xviii/treaty11.asp) より2001年11月30日に入手。
- 130 バシオウニ (Bassiouni) は、「引渡しか訴追か、この厳格な義務を課すことにより、刑罰から免れていることが減ぜられ、訴追を通じ (犯罪の一筆者付加) 抑止がいつそう強化される。このことが引渡しか訴追かという法理 (concept) の要諦」であると述べている。M. Cherif Bassiouni, *International Extradition: United States Law and Practice* (Third Ed., Oceana, 1996), p. 8.
- 131 なお、プラクタは「ロッカビー事件は刑事分野の国際協力に関する法を修正したのか否かという疑問を生ぜしめた」とし、「具体的には、『引渡しか訴追か』という伝統的な方式に第3の選択肢、すなわち『移送か』 (aut transferere) が新たに加わったのか。」「今や、犯罪人引渡しでもない、訴追でもない、容疑者の第3国への移送 (delivery) という中間の選択肢 (middle path) が新たに付加されることによって、被請求国の裁量は増大し、広がったのだろうか」と疑問を提示している。Plachta, *supra* note 26, p. 136. プラクタ・前掲注 (32) 81-82頁。
- 132 古谷修一「航空機に対するテロ行為と国際法—『引渡か訴追か』方式の意義と問題」『空法』第33号 (1992年) 80頁。Shubber, *supra* note 90, pp. 250-251.
- 133 ハーグ条約に関する説明として、山本条太「民間航空機の諸側面をめぐる国際法上の枠組」『日本と国際法の100年 第2巻 陸・空・宇宙』(国際法学会 (編)、三省堂、2001年) 171-172頁。
- 134 Joint Declaration of The United States and United Kingdom, *supra* note 27, p. 723. イギリスの代理人がICJにおける口頭弁論 (仮保全措置の申請段階) において必ずしもモントリオール条約に則って容疑者の引渡しを要求しているわけではないと述べている部分があることに留意する必要があるであろう。Oral Hearings on Questions of Interpretation and Application of Montreal Convention arising from the Aerial Incident at Lockerbie (Libyan Arab Jamahiriya v. United Kingdom), *cited in* Elagab, *supra* note 9, p. 298; Shubber, *supra* note 90, p. 262 (n.89).

また、イギリス自身はなんらモントリオール条約を援用しているわけではなく、この

- 条約の枠外において同国が容疑者の引渡しを要求することはなんら妨げられないとする同国の主張（先決的抗弁段階）にも留意する必要がある。Lockerbie, Preliminary Objections (Libyan Arab Jamahiriya v. United Kingdom), *supra* note 54, p. 19, para 27. 杉原前掲注（54）89頁。
- 135 安保理による強制措置の事例に関してより詳しくは松井芳郎『国際法から世界を見る－市民のための国際法入門－』（東信堂、2001年）204－205頁掲載の「表9・1 安保理事会による『強制措置』の事例」を参照。
- 136 U. N. Doc. S/RES/794 (December 3, 1992).
- 137 U. N. Doc. S/RES/808 (February 22, 1993).
- 138 杉原・前掲書注（98）440頁（高田映執筆）。
- 139 Nigel White, To Review or Not to Review? The Lockerbie Cases before the World Court, *Leiden Journal of International Law*, Vol. 12(1999), p. 418.
- 140 Suzan Lamb, Legal Limits to United Nations Security Council Powers, in *The Reality of International Law: Essays in Honour of Ian Brownlie* (Guy S. Goodwin-Gill and Stefan Talmon (Eds.), Oxford University Press, 1999), p. 378. Cf., U. N. Doc. S/RES/748 (March 31, 1992), *supra* note 44, pp. 750-752. なお、佐藤哲夫教授は、安保理によって認定された国際の平和および安全に対する脅威は、引渡しの要請に応じないことだけでなく、テロリズム一般に対するリビアの支援であったといわれるかもしれないが、2人の容疑者が裁判のために到着次第、先の決議によって課された措置は停止するとする決議883第16項および決議1192第8項において安保理が後に採用した立場から判断して引渡し要請が中核であったと考えるのは合理的であるとし（佐藤哲夫「国際連合憲章第7章に基づく安全保障理事会の活動の正当性」一橋大学研究年報『法学研究』第34号（2001年）226頁（注13））、ロッカビー事件から3年半後において容疑者の引き渡し要請に応じないことを中核的な理由として、先に述べたような認定ができるかについては十分慎重に考える必要があると指摘している（同前187頁）。同旨、Lamb, *ibid.*, pp. 378-379. また、ケネディー（Kennedy）も、決議748の採択に際して、既に1988年の時点で発生していたテロ事件の容疑者の不引渡しということからいかにして国際の安全に対する差し迫った脅威をみいだすことができるのかという点について安保理が納得のいく説明をしていないと批判する。Robert F. Kennedy, *Libya v. United States: The International Court of Justice and the Power*

- of Judicial Review, *Virginia Journal of International Law*, Vol. 33 (1993), pp. 903-904.
- 141 中谷・前掲注 (12) 84頁。
- 142 同前。
- 143 U. N. Doc. S/RES/1044 (January 31, 1996).
- 144 U. N. Doc. S/RES/1054 (April 26, 1996).
- 145 U. N. Doc. S/RES/1214 (December 8, 1998).
- 146 U. N. Doc. S/RES/1267 (October 15, 1999); S/RES/1333 (December 19, 2000).
- 147 White, *supra* note 139, p. 418. なお、本稿執筆中、2001年9月11日に発生したアメリカにおける同時多発テロ事件に関して、安保理は翌12日にこの事件の実行者、組織者、援護者 (sponsors) に裁きを受けさせるためにすべての国が緊急に協働するよう要請している。U. N. Doc. S/RES/1368 (September 12, 2001), para 3. また、安保理は9月18日、タリバン政権に対してウサマ・ビンラディンの身柄を即時、無条件で引き渡すよう求める声明を出した。上記12日の決議ではタリバンにもビンラディンにも言及していなかった。「ビンラディン氏の即時引渡し要求・安保理が声明」2001年9月20日付『毎日新聞』朝刊。Press Statement on Afghanistan by Security Council President, U. N. Doc. SC/7148 (September 18, 2001).
- 148 ICJのシュウェーベル所長 (当時) は、その反対意見 (先決的抗弁段階) において過去における単発のテロ行為は、安保理の制裁措置の対象とはならないかもしれないが、継続的なそれはその対象になりうると解釈されうる言説をする。Dissenting Opinion of Judge Schwebel, *I. C. J. Reports 1998*, pp. 68-69.
- 149 ところで、安保理の判断基準は「国際連合の目的および原則」(国連憲章第24条2項) という緩やかなものであり、そもそもその裁量権は非常に大きい。ときとして安保理に対して投げかけられる、「二重の基準」(松井・前掲書注 (135) 208項など) という批判的な言葉は安保理決定の公正さに疑問をはさまれるべきケースが存在したこと、そして公正さを担保することが重要であることを端的に示している。安保理が、本件においてみられたように国際刑事司法過程へ関与する場合においても、当該決定の公正さが重要なことに全く変わりはない。本質的に政治的機関たる安保理による司法領域また準司法領域への関与が想定されうる現在、当該決定の公正さを担保する措置の重要性を看過することはできない。この点で、山本条太氏は「一般論として、安保理の一定の措置が違法

乃至権限逾越との疑問を、国連総会票決手続上の必要多数を占める程に多くの加盟国が抱く場合には、第1に国際司法裁判所の勧告的意見を求めることが可能であり、第2に当該措置関連活動が財政インプリケーションを伴うのであれば、その経費支弁を国連総会において認めないという対応も可能となる」と述べている。山本条太「国際の平和および安全の維持と国家管轄権」村瀬・奥脇編集代表『国家管轄権—国際法と国内法』（勁草書房、1998年）660頁。公正性を担保する方法として両者とも傾聴に値する。しかし、前者に関していえばICJが判断それ自体を差し控える可能性が残されている。

- 150 Cf., Joyner and Rothbaum, *supra* note 15, p. 256. たしかに、本件ではモントリオール条約に則った形で手続は進まなかった。しかし、オランダにおいてではあるとはいえ、正真正銘のスコットランドの裁判所がスコットランド法を適用して裁きを下したという点からいえば、同条約上の引渡しか訴追か方式に則った手続がなされていた場合と実質的な差異はそれほど大きくないようにも思われる。